

30宗農第1466号
平成30年12月4日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 吉田 剛 様

宗像市長 伊豆美沙子
(産業振興部農業振興課)

財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況について (報告)

平成30年11月29日付30宗監第133号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況について (報告)

(農業振興課)

実地監査実施日：平成29年11月21日

監査対象年度：平成28年度

講 評 事 項	改 善 計 画 等
<p>【改善を要する事項】</p> <p>1 農業振興課の指定管理に関する書類について</p> <p>(1) 基本協定書第11条第2項には、指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ市の承諾を得なければならないとあるが、承諾の手続がなされていない。</p> <p>(2) 基本協定書第15条には、指定管理者が毎月、前月分の業務報告書を市に提出しなければならないとあるが、業務報告書に記載の不備があるにもかかわらず、そのまま受領している。</p> <p>(3) 基本協定書第16条には、毎事業年度終了後に、指定管理者が事業報告書を提出しなければならないとあるが、報告の一部について、指定管理業務以外の事業を含む全事業分で作成されているため、指定管理業務と区分が明確になっていない。</p> <p>(4) 基本協定書第19条には、毎事業年度終了後に、市が管理業務の実施状況に関する評価を実施しなければならないとあるが、評価の実績数が、業務報告書の累計値と一致していない。</p>	<p>【改善を要する事項】</p> <p>1 農業振興課の指定管理に関する書類について</p> <p>(1) 指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、予定されているものに関しては書面で委託先の一覧表を提出し、そうでないものは口頭にてあらかじめ市の承諾を得た後に第三者に委託または請け負わせるようにしました。</p> <p>(2) 毎月の業務報告の受理に当たっては、記載漏れなどがないか十分に検収するとともに、不備があった場合には修正等の指導を行ったうえで受理するようにしました。</p> <p>(3) 事業年度終了後に提出される事業報告書については、指定管理業務の事業と独自の事業の区分を明確にして記載し、報告させるようにしました。</p> <p>(4) 管理業務の実施状況に関する評価については、業務報告書の累計値を確認したうえで実施するようにしました。</p>